



KANAGAWA

神奈川県

～たばこ・酒類の販売業者及び飲食店等営業者の皆様へ～

青少年の喫煙・飲酒を防止しましょう

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

この条例での青少年は、20歳未満の方をいいます

県では、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」に基づき、事業者・保護者・県民の皆様と一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止する社会環境づくりを進めています。

関係業界の皆様とともに取り組んでいます

協働
宣言

関係業界代表者の皆様

店頭
POP

年齢確認促進用POP

青少年の喫煙・飲酒を防止する社会づくりに向けては、とりわけ事業者の皆様のご協力が必要です。そこで、以下の対策を積極的に進めていただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

対面販売
では？

青少年と思われるお客様に対しては
証明書により年齢確認しなければなりません (第8条)

「県条例により証明書を拝見することが義務付けられています」とはっきり説明しましょう。

自動
販売機は？

**成人識別装置を設置
しなければなりません**

(第9条・平成20年7月1日施行)

青少年の購入を防ぐため、**県条例によりたばこや酒類の自動販売機への成人識別装置の設置が義務付け**られています。

財務省や国税庁も、たばこや酒類の自動販売機に成人識別装置を設置するよう指導しています。



お店での対応例



青少年と思われる
お客さんがたばこを
買おうとしたら



青少年と思われる
お客さんがお酒を
注文したら

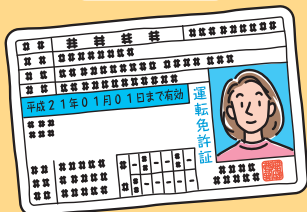


- 青少年が「親に頼まれて買いに来た」と言って購入しようとする場合があります。

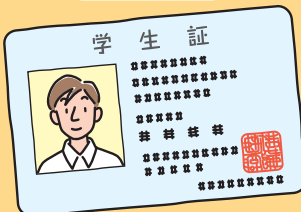
お子さんのたばこやお酒に対する抵抗感を下げのおそれもあるため、県では保護者に対して、県条例により、「お子さんにみだりにお遣いを頼まないよう」周知啓発を行っています。

県条例で
定める
年齢確認の
証明書とは

運転免許証



学生証



健康保険証



このほか 年金手帳 年金証書 パスポート 外国人登録証明書 住民基本台帳カード があります。



県では、アンケート調査や、職員による立入調査を実施します。
立入調査の結果、条例に基づく適切な取組が行われていない場合には、
必要な指導、勧告を行います。
勧告に従っていただけない場合には、店名や氏名を公表することもあります。

参考

国の法律による
罰則一覧

- 未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法

20歳未満の人にたばこを販売したり、酒類を販売又は提供したりすると、50万円以下の罰金が科せられる場合があります。
営業者自身はもちろん、従業員が違反した場合でも営業者が併せて罰せられる場合があります。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

飲食店で20歳未満の人に酒類又はたばこを販売・提供すると、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、又はこの両方が科せられる場合があります。
さらに、県公安委員会により6ヶ月以内の営業停止が命ぜられる場合があります。

お問い合わせ先
● 神奈川県県民部青少年課(地域環境班) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
● 電話 045-210-1111 内線3848~3851 FAX 045-210-8841
● ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kenmin/0214/index.html>

